

○総務省令第七十五号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月十二日

総務大臣 高市 早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>別表第四十九号 (第159条関係) 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 (ふりがな)</p> <p>氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び 代表者の氏名)</p> <p>電話番号 登録番号</p> <p>放送法施行規則第159条の規定により、 年4月1日から 年3月31日までの登録に係る 電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。 [表略] [注1～注12 略]</p>	<p>別表第四十九号 (第159条関係) 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の状況報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 (ふりがな)</p> <p>氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び 代表者の氏名。記名押印又は署名)</p> <p>電話番号 登録番号</p> <p>放送法施行規則第159条の規定により、 年4月1日から 年3月31日までの登録に係る 電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。 [表同左] [注1～注12 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記号は注記を要す。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和三年四月一日以降である報告から適用する。